



長野県報

2月4日(月)
平成31年
(2019年)
第3047号

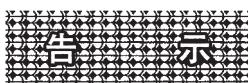
目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	1
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出（会計課）	2
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公 告

農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧（農業政策課）	3
---------------------------	---



長野県告示第48号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年2月4日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第49号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年2月4日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第50号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成31年1月28日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成31年2月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
木下 寛	小諸市八満460-5	北佐久郡御代田町馬瀬口1855-7 セブンイレブン御代田旭町店
上伊那農業協同組合 中川支所長	上伊那郡中川村大草4074	上伊那郡中川村大草4074 上伊那農業協同組合 中川支所
		上伊那郡中川村片桐3969 上伊那農業協同組合 片桐支所
セブンイレブン茅野長峰店	茅野市玉川4842番地1	茅野市玉川4842番地1 セブンイレブン茅野長峰店
諏訪市職員互助会売店	諏訪市高島一丁目22番30号	諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所売店
セブンイレブン諏訪インター店	諏訪市沖田町4-40-1	諏訪市沖田町4-40-1 セブンイレブン諏訪インター店
セブンイレブン塩尻並木町店	塩尻市大門並木町11-4	松本市大字内田743-10 セブンイレブン松本牛伏寺下店
セブンイレブン塩尻日ノ出町店	塩尻市大門五番町78-1	塩尻市大門五番町78-1 セブンイレブン塩尻日ノ出町店
セブンイレブン松本本庄1丁目店	松本市本庄1丁目3-12	松本市本庄1丁目3-12 セブンイレブン松本本庄1丁目店
セブンイレブン松本芳川村井町店	松本市村井町南4丁目3番18号	松本市村井町南4丁目3番18号 セブンイレブン松本芳川村井町店

会計課

長野県告示第51号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成31年1月16日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

平成31年2月4日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新 上伊那農業協同組合 駒ヶ根支所長	駒ヶ根市東町4番3号	駒ヶ根市東町4番3号 上伊那農業協同組合 駒ヶ根支所	
	駒ヶ根市東町3番12号	駒ヶ根市東町3番12号 上伊那農業協同組合 駒ヶ根支所	

会計課

長野県北アルプス地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成31年1月16日付けで北アルプス広域連合の規約の変更を許可しました。

平成31年2月4日

長野県北アルプス地域振興局長 中村正人

市町村課

長野県佐久建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年2月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年2月4日

長野県佐久建設事務所長 市岡進

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 三分中込線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市平賀字新町1793番の1地先から 佐久市中込字狐塚2124番の2地先まで	旧	m 6.2~16.0	km 0.1522
同上	新	m 16.0~16.0	km 0.1522

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 八幡小諸線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字山浦字常庭2080番の2地先から 小諸市大字山浦字松ヶ入口2691番の1地先まで	旧	m 4.4~26.0	km 0.5240
同上	新	m 6.5~26.0	km 0.5240

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年2月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年2月4日

長野県佐久建設事務所長 市岡進

1(1) 路線名 三分中込線

(2) 供用を開始する区間

佐久市平賀字新町1793番の1地先から

佐久市中込字狐塚2124番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成31年2月4日

2(1) 路線名 八幡小諸線

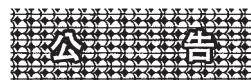
(2) 供用を開始する区間

小諸市大字山浦字常庭2080番の2地先から

小諸市大字山浦字松ヶ入口2691番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成31年2月4日

道路管理課

**公告**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、飯田市役所において縦覧に供します。

平成31年2月4日

長野県知事 阿部守一

農業振興地域名	変更区域	変更面積(ha)	
		増	減
飯田	飯田市上郷飯沼地区の一部	—	11.7
	飯田市伊賀良地区の一部	0.4	—

農業政策課

道路管理課

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年2月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年2月4日

長野県佐久建設事務所長 市岡進